

# 議第28号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正に伴い，関係する規定の整理をするものです。

## 2 国の基準の一部改正の内容

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正（平成19年法律第125号による改正のうち令和4年4月1日施行分）に伴い，引用している同法の条項に移動が生じたことから，関係する規定の整理がされました。

## 3 施行期日

令和4年4月1日